

第2章 政府所有麦の保管・運送

I 保管業務

農産局長は、第3章I第4の1に基づく買受事前申込みに係る輸入麦（以下「政府所有麦」という。）について、良好な品質を保持し、安定供給に支障が生じないよう必要に応じて次のとおり保管を行う。

第1 倉庫業者の選定

1 随意契約（会計法第29条の3第4項）

農産局長（支出負担行為担当官）は、倉庫業者と随意契約により政府所有麦の年間包括的な寄託契約を締結する。

2 政府所有麦の寄託業務の内容

1の寄託契約に係る業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 政府所有麦を運送せずに買受予定人に売り渡すまで又は他の場所に運送するために運送業者に引き渡すまでの間、港頭の貯蔵そう倉庫（サイロ）で保管する業務

(2) 運送された政府所有麦を買受予定人に売り渡すまでの間、貯蔵そう倉庫（サイロ）で保管する業務

3 資格者の要件

政府所有麦の寄託契約の公募に応募できる倉庫業者の資格は、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 資産及び信用が確実であり、その経営内容が良好であること。

(4) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき国土交通大臣に登録を行った者のうち貯蔵そう倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条第6号に定める倉庫をいう。）を有する者又は食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け22総食第437号総合食料局長通知）第4の①に定める倉庫を有する者であること。

(5) 政府所有麦の入出庫量を確実に計量しうる設備を有すること。（運送された政府所有麦を受け入れる倉庫であって、出庫倉庫が計量設備で計量した数量を受入数量として管理できる場合は、この限りでない。）

(6) くん蒸が可能な環境にあり、庫外投葉機の利用が可能な倉庫であること、又は、寄託している政府所有麦をくん蒸が可能な倉庫に庫移しを行い、くん蒸を実施することができること。

- (7) 貯蔵その内の穀物の温度を測定できる器具又は装置を備えていること。
- (8) 政府所有麦の適切な保管管理を行うための規程を定め、この規程に基づき保管管理が行えること。
- (9) 法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過し、政府所有麦を保管する者として不適当でないと認められる者であること。

4 公募

- (1) 公募の公示は、農林水産省ホームページに掲載するほか、農林水産省における掲示により行う。
- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、応募者（その代理人又は復代理人を含む。以下同じ。）から以下の書類を提出させる。
 - ア 3の要件を満たす旨の誓約書（様式2-I-1）
 - イ 倉庫業法施行規則第24条に基づき国土交通大臣又は地方運輸局長に提出した倉庫料金届出書の写し（食糧麦備蓄対策事業実施要領第4の①に定める倉庫を有する者を除く。）
 - ウ その他農産局長が必要と認める書類

5 契約の相手方の決定

農産局長（支出負担行為担当官）は、応募者から応募書類が提出されたときは、当該書類を確認し、年間包括寄託契約の相手方を決定し、当該倉庫業者に結果を通知する。

第2 寄託契約の締結

- 1 農産局長（支出負担行為担当官）は、第1の5により決定した倉庫業者と寄託契約を締結し、寄託契約書を倉庫業者に送付する。
- 2 契約内容の公表

農産局長（支出負担行為担当官）は、契約を締結した場合は「公共調達の適正化について」の運用方針について（平成18年9月6日付け18経第886号大臣官房経理課長通知）の別紙の3に基づき、農林水産省ホームページに当該契約内容について公表する。

第3 権利義務の譲渡等

1 申請書の提出と審査

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、倉庫業者が政府所有麦を保管する倉庫の営業に係る権利義務を譲渡する場合は、譲受人及び譲渡人連名で「権利義務譲渡承諾等申請書」（様式2-I-2）を提出させる。
- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)の提出を受けた場合は、これを審査し、権利義務の譲渡が適当と認められるときは、「権利義務譲渡承諾等通知書」（様式2-I-3）により、承継日を始期とした寄託契約を譲受人と締結する旨及び承継日を終期とした寄託契約を譲渡人と解除した旨を譲受人及び譲渡人にそれぞれ通知する。

2 合併、分割、相続、名義変更等の届出

農産局長（支出負担行為担当官）は、倉庫業者に合併又は分割、相続、名義の変更等があった場合は、当該倉庫業者に「寄託契約書記載事項変更届出書」（様式 2-I-4）を提出させる。

第4 寄託・保管の方法等

1 保管管理

農産局長（支出負担行為担当官）は、倉庫業者に、自らとの間で締結した寄託契約書に基づき、当該倉庫業者が作成し農産局長が確認した自主保管マニュアルに即した政府所有麦の保管管理を行わせる。

2 保管状況の確認

(1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、倉庫業者に対して、原則として毎月 5 日までに、前月の保管中における政府所有麦の品質管理の状況について「政府所有麦の保管管理状況報告」（様式 2-I-5）を提出させる。

(2) 倉庫業者は、日々の保管管理の中で亡失・損傷を含め異常を発見した場合は、「異常発見報告書」（様式 2-I-6）により直ちに農産局長に報告し、指示を受けた上で対処する。

この場合の連絡体制については、「異常発見時の報告先リスト」（様式 2-I-7）により整備しておく。

(3) 農産局長は、第3章 I 第4の1の(3)の事前申込人、同章 I 第4の1の買受事前申込みを行った同章 I 第5の8の買受申込人又は同章 I 第6の4の買受予定人（以下「買受事前申込みに係る買受人」という。）が保管状況の確認を希望した場合にあっては、当該買受事前申込みに係る買受人に保管状況の確認を行わせる。

3 異常時の対応

(1) 農産局長は、2の(2)の規定に基づき倉庫業者から政府所有麦の品質の変化、異常等の発見に係る報告があった場合は、被害拡大の防止措置を講ずるために必要な指示を行うとともに、地方農政局長等に現地確認を行わせ、その結果を報告させる。

(2) 地方農政局長等は、政府所有麦について農産局長が食用不適であることを確認した場合は、食用不適米麦の適正処理確認マニュアル（平成 22 年 8 月 27 日付け 22 総食第 229 号農林水産省総合食料局長通知）に基づき処理等を行う。

(3) 農産局長は、(1)の報告に係る政府所有麦について、倉庫業者に対して品質の変化又は異常等の発生の原因を調査させ、被害の発生原因、区分け理由別の数量、再発防止策等を記載した報告書を速やかに提出させる。

第5 保管の始期、終期

1 保管の始期

(1) 政府所有麦を買い入れたときは、物品（事業用品）管理事務取扱要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 104 号総合食料局長通知。以下「物品管理要領」という。）に基づき農産政策部長（物品管理官）が発行する現品領収証の発行年月日

(検収日) とする。

- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）の指示により運送を実施したときは、Ⅱ第6の2に規定している到着・入庫日報に基づく現品入庫の日とする。

2 保管の終期

- (1) 政府所有麦を売却したときは、物品管理要領に基づき農産政策部長（物品管理官）が発行する政府所有麦に係る荷渡指図書の交付の日とする。
- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）の指示により運送を実施したときは、Ⅱ第6の1に規定している発送日報に基づく現品出庫の日とする。

第6 引渡し

- 1 政府所有麦の寄託を受けた倉庫業者は、買受事前申込みに係る買受人から農産政策部長（物品管理官）が当該買受事前申込みに係る買受人に交付した荷渡指図書が呈示された場合又は運送業者（Ⅱ第4の運送指示を受けた運送業者をいう。）から農産政策部長（物品管理官）が当該運送業者に交付した荷渡指図書が呈示された場合、呈示された荷渡指図書と引換えに政府所有麦を引き渡す。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動された場合においては、1のほか、都道府県知事等からの緊急要請に応じる場合等農産局長の指示に従い、政府所有麦を引き渡すものとする。

第7 契約の履行確認

1 寄託契約の履行確認

農産局長（支出負担行為担当官）は、第1章第8の1に準じ寄託契約について検収を行う職員を検収官として任命する。

農産局長（支出負担行為担当官）は、第2で締結した寄託契約に基づく保管について、検収官に次に掲げる書類により履行確認を行わせる。

また、確認完了後は、これらの書類に記名押印して検査調書とする。

- (1) 政府所有麦の受払報告書（様式2-I-8）
- (2) 政府所有麦の荷役実績報告書（様式2-I-9）
- (3) くん蒸経費計算書（様式2-I-10）

2 政府所有麦の受払報告書の確認方法

政府所有麦の受払報告書の確認は、第1章第8の6の政府所有麦の買入に係る検査調書、第3章I第6の5の売買契約書等と照合することにより行う。

第8 保管料等の支払い

1 保管料等の請求

政府所有麦の寄託を受けた倉庫業者は、「保管料等請求書」（様式2-I-11）、「政府所有麦の受払報告書」（様式2-I-8）、「政府所有麦の荷役実績報告書」（様式2-I-9）及び「くん蒸経費計算書」（様式2-I-10）を農産局長（支出負担行為担当官）に提出し、保管料等を請求する。

2 保管料等の支払い

農産局長（官署支出官）は、1により提出された請求書類により、保管料等を支払う。

様式 2-I-1【P. 麦保－2 第 2 章 I 第 1 の 4 の (2)】

食料安定供給特別会計

支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 殿

誓約書

弊社は、以下の要件を全て満たしていることを誓約します。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4315 号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 資産及び信用が確実であり、その経営内容が良好であること。
- (4) 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）に基づき国土交通大臣に登録を行った者のうち貯蔵そう倉庫（倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）第 3 条第 6 号に定める倉庫をいう。）を有する者又は食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成 22 年 8 月 20 日付け 22 総食第 437 号総合食料局長通知）第 4 の①に定める倉庫を有する者であること。
- (5) 政府所有麦の入出庫量を確実に計量しうる設備を有すること。（運送された政府所有麦を受け入れる倉庫であって、出庫倉庫が計量設備で計量した数量を受入数量として管理できる場合は、この限りでない。）
- (6) くん蒸が可能な環境にあり、庫外投薬機の利用が可能な倉庫であること、又は、寄託している政府所有麦をくん蒸が可能な倉庫に庫移しを行い、くん蒸を実施することができること。
- (7) 貯蔵そう内の穀物の温度を測定できる器具又は装置を備えていること。
- (8) 政府所有麦の適切な保管管理を行うための規程を定め、この規程に基づき保管管理が行えること。
- (9) 法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過し、政府所有麦を保管する者として不適当でないと認められる者であること。

年 月 日

名 称

代表者 役職

氏名

年 月 日

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

(譲渡人)	住 所	
	名 称	
	代表者	役職 氏名
(譲受人)	住 所	
	名 称	
	代表者	役職 氏名

権利義務譲渡承諾等申請書

この度、 年度政府所有麦寄託契約から生ずる一切の権利義務を譲渡譲受したいので、権利義務譲渡の承諾を得たく両者連名の上、下記のとおり申請します。

また、この権利義務譲渡に伴い、 年 月 日付けをもって貴省と（譲渡人の名称）との間で締結している寄託契約を解除し、貴省と（譲受人の名称）との間で寄託契約を締結いたしたく、併せて申請します。

記

- 1 譲渡の理由
- 2 譲渡希望日

番 号
年 月 日

殿

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

権利義務譲渡承諾等通知書

貴殿から申請のあった、 年 月 日付けをもって当省と（譲渡人の名称）との間で締結している 年度政府所有麦寄託契約から生ずる一切の権利義務を（譲受人の名称）が承継することについては、（年月日）をもって承諾し、承継日を始期とする寄託契約を締結したので通知します。

（注）譲渡人宛の通知書は、これに準じて作成すること。

様式 2-I-3 留意事項【P. 麦保－2 第2章 I 第3の1の(2)】

寄託契約に係る権利義務の承継契約書

譲受人 (以下「甲」という。)は、譲渡人 (以下「乙」という。)
が 年 月 日付けをもって食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省
農産局長 (以下「支出負担行為担当官」という。)と締結した 年度政府所有麦寄託契
約 (以下「寄託契約」という。)から生ずる一切の権利義務を下記条項により承継するこ
とを約定する。

記

第1条 甲は、支出負担行為担当官の権利義務譲渡の承諾のあった日をもって、寄託契
約から生ずる一切の権利義務譲渡を承継するものとする。

第2条 乙は、前条の権利義務の承継の日までは、寄託契約から生ずる一切の権利義務
を保有するものとする。

第3条 政府所有麦に係る保管料、荷役賃及びくん蒸賃等の請求権については、承継日
以降全て甲がそれを保有するものとする。

第4条 寄託契約に係る政府所有麦の保管管理上の責任は、損害発生の原因の如何にか
かわらず、承継日以降は、甲が負担するものとする。

第5条 乙の責に帰すべき損害等が承継日以降に発見された場合は、乙は甲の請求によ
りその損害額を補填するものとする。

第6条 本契約に定めのない事項については、甲・乙の協議の上決定するものとする。

本契約の証として、甲・乙は本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

年 月 日

甲 (譲受人) 住 所
名 称
代表者 役職
氏名

乙 (譲渡人) 住 所
名 称
代表者 役職
氏名

様式 2-I-4【P. 麦保－3 第2章 I 第3の2】

年 月 日

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者 役職
氏名

(代理人役職・氏名)

※代理人の場合は、代表者の印は不要

寄託契約書記載事項変更届出書

年 月 日付けをもって貴省と締結した政府所有麦寄託契約書について、下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更理由

様式 2- I -4 添付書類【P. 麦保－3 第 2 章 I 第 3 の 2】

寄託契約書記載事項等変更届出書添付書類

添付書類	合併又は分割	相続	名義、名称及び住所 の変更
合併契約書又は分 割契約書の写し	●		
商業登記簿謄本 (商業登記の現在 事項全部証明書等)	●		☐ 名称及び住所変更、 代表者の交替
戸籍抄本		●	
代理人(自社役職員 に限る)への委任状 (代表者の印鑑証 明書を添付)			☐ 代理人の交替

(注)「●」は必須書類、「□」は必要に応じて提出する書類

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

倉庫業者名

政府所有麦の保管管理状況報告

年 月 日付けをもって貴省と締結した政府所有麦寄託契約書第 18 条の規定に基づき、年
月における政府所有麦の保管（品質）管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 寄託物品の入出庫状況（倉所： ）

産地国・銘柄	○月末在庫	当月入庫	当月出庫	○月末在庫
	t	t	t	t
計				

2 品質管理状況

(1) 穀温の変化状況

測定ビン番号：

銘柄：

入庫年月日：

測定時間： 午前・午後 時

上 旬（ 日）	中 旬（ 日）	下 旬（ 日）
℃	℃	℃
コメント	コメント	コメント

注：① 政府所有麦を保管しているサイロのうち、保管環境を代表し得る 1 ビンを「穀温変化測定ビン」として選定し、原則として出庫完了までは同一ビンで保管する。

② 穀温測定は、原則として上～下旬の決まった日（例えば各旬 5 日など）の決まった時間に行う。

③ サイロビンの中に複数の温度センサーがある場合は、穀温を代表するセンサーの値を記載する。

④ コメント欄には、その旬における異常の有無と対処概要等を記載する。

(2) 異常（汚損、異臭、かび、貯穀害虫、そ害、結露等）発見対応の有無と対処概要

(3) 日々の設備等の点検時に異常を発見し、措置等を実施した状況

様式 2-I-6【P. 麦保－3 第2章 I 第4の2の(2)】
異常発見報告書（第○報）

報告日時：○年○月○日 ○時○分

＜倉庫名＞	
＜住所＞	
＜異常発見日時＞	
＜異常発見者＞	
＜報告者＞	
＜異常の状況＞	
＜措置状況＞	
＜備考＞ 報告先：農産局農産政策部貿易業務課港湾管理班	

- （注） 1 異常の状況は具体的に銘柄、数量等を記入。必要に応じてデジカメ等による画像での報告を行うこと。
- 2 措置状況は農林水産省農産局長からの指示により対応した状況等について報告の時点で最新の状況を整理すること。

様式 2-I-7【P. 麦保-3 第2章I第4の2の(2)】
異常発見時の報告先リスト

○年○月○日現在

○ ○ 倉 庫 (株)	農産局農産政策部貿易業務課
1. ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000	1. 課長補佐（港湾管理班担当） ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000
2. ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000	2. ○○○○ ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000
3. ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000	3. ○○○○ ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000

- (注) 1 連絡先については必要に応じて加除する。
2 番号は優先順位であり、連絡を受けた者は所内の連絡を確実に実施。
3 報告先リストは、関係者全員が必要に応じて携帯する。

政府所有麦の受払報告書（ 年 月分）

課税・免税

倉庫業者名

倉 所 名

種類 本船名	銘柄 契約番号	期別	(単位：k g)				積数	単価		保管料	
			繰越	入庫	出庫	残高		円	銭	円	銭
		上期									
		中期									
		下期									
		上期									
		中期									
		下期									
		上期									
		中期									
		下期									
		上期									
		中期									
		下期									
		上期									
		中期									
		下期									
		上期									
		中期									
		下期									
(注) 1 消費税等相当額は、次式により得た額（円未満切り捨て）を計上する。 消費税等相当額＝合計を端数処理（円未満切り捨て）して得た額×10% 2 課税分・免税分別に別葉に作成する。								合計			
								端数処理			
								消費税等相当額			
								総合計			

確認者氏名	
確認年月日	

政府所有麦の荷役実績報告書 (年 月分)

課税・免税

(種 類 :)

倉庫業者名

(銘 柄 :)

倉 所 名

本船名	契約番号	ローテーション開始				ローテーション完了				ローテーション 数量	単価	ローテーション費用				
		月日	時刻	ビンNo.	数量(kg)	月日	時刻	ビンNo.	数量(kg)							
												円	銭		円	銭
注) 1. 消費税等相当額は、次式により得た額（円未満切り捨て）を計上する。 消費税等相当額 ＝ 合計を端数処理（円未満切り捨て）して得た額 × 10% 2. 複数の契約分を所有している場合は、契約ごとに別葉とすること。 3. 課税分・免税分別に別葉に作成する。										合計						
										端数処理						
										消費税等相当額						
										総合計						

確 認 者 氏 名	
確 認 年 月 日	

年 月 日

くん蒸経費計算書 (年 月分)

課税・免税

倉庫業者名

倉 所 名

		数量	単価	金額	
くん蒸薬品代		グラム	円 銭	円	銭
くん蒸費	くん蒸作業料	トン			
	庫外投薬機使用料	トン			
	庫外投薬機運搬・積卸し料				
くん蒸薬品残留分析費		件			
			合計		
			端数処理		
			消費税等相当額		
			総合計		

- (注) 1 消費税等相当額は、次式により得た額（円未満切り捨て）を計上する。
 消費税等相当額＝合計を端数処理（円未満切り捨て）して得た額×10%
 2 課税分別・免税分別に別葉に作成する。

確認者氏名	
確認年月日	

保 管 料 等 請 求 書

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代 表 者

¥ _____ 円

政府所有麦に係る 年 月分保管料等を
上記のとおり請求します。

保管料	円
サイロ荷役料	円
くん蒸経費	円
合計	円

Ⅱ 運送業務

農産局長は、政府所有麦について、必要に応じて次のとおり運送を行う。

第1 運送業者の選定

1 随意契約

農産局長（支出負担行為担当官）は、運送業者と随意契約により政府所有麦の年間包括的な運送契約を締結する。

2 政府所有麦の運送業務の内容

1の運送契約に係る業務の内容は、政府所有麦を農産局長が指示する運送区間及び数量について運送する業務とする。

3 資格者の要件

政府所有麦の運送契約の公募に応募できる運送業者の資格は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 運送を実施するために必要な資力信用を備えていること。
- (4) 運送を実施するために必要な施設及び資材を所有し、発地から着地まで一貫した責任体制のもと、円滑に実施できる者であること。
- (5) 麦の運送を相当期間、相当量行った経験を有すること。
- (6) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業者、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）による一般港湾運送事業者若しくははしけ運送事業者又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）による内航海運業者であること。
- (7) 法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過し、政府所有麦を運送する者として不適当でないと認められる者であること。

4 公募

- (1) 公募の公示は、農林水産省ホームページに掲載するほか、農林水産省における掲示により行う。
- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、応募者（その代理人又は復代理人を含む。以下同じ。）から以下の書類を提出させる。
 - ア 3の要件を満たす旨の誓約書（様式2-Ⅱ-1）
 - イ 貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条の2に基づき国土交通大臣若しくは地方運輸局長に提出した運賃料金設定（変更）届出書の写し又は港湾運送事業法第9条に基づき国土交通大臣に提出した届出書

の写し

ウ その他農産局長が必要と認める書類

5 契約の相手方の決定

農産局長（支出負担行為担当官）は、応募者から応募書類が提出されたときは、当該書類を確認し、年間包括運送契約の相手方を決定し、当該運送業者に結果を通知する。

第2 運送契約の締結

1 農産局長（支出負担行為担当官）は、第1の5により決定した運送業者と運送契約を締結し、運送契約書を運送業者に送付する。

2 契約内容の公表

農産局長（支出負担行為担当官）は、契約を締結した場合は「公共調達の適正化について」の運用方針について（平成18年9月6日付け18経第886号大臣官房経理課長通知）の別紙の3に基づき、農林水産省ホームページに当該契約内容について公表する。

第3 運送の方法

政府所有麦の運送は、次の方法のうち運送経費の低廉な方法で行うものとする。

1 トラック運送（陸上運送）

発地において政府所有麦をトラックに積み込み、トラックにより着地まで運送し、着地において政府所有麦を搬入するまでの運送

2 はしけ等運送（海上運送）

発地において政府所有麦をはしけ等に積み込み、はしけ等により着地まで運送し、着地において政府所有麦を搬入するまでの運送

第4 運送指示

農産局長は、第3章Ⅰ第4の1の(3)の事前申込人から提出された同章Ⅰ第4の2の「特定保管場所及び販売場所通知書（買受事前申込み分）」及び同章Ⅰ第5の5の「買受事前申込みに係る販売計画書」を踏まえ、第2に基づき運送契約を締結した運送業者の中から効率的な運送が可能な運送業者に対し、「運送指示書」（様式2-Ⅱ-2）により運送実施の指示（以下「運送指示」という。）を行う。

第5 運送

1 運送業者（第4の運送指示を受けた運送業者をいう。本項、第6、第7及び第8において同じ。）は、第4の運送指示に基づき、運送する政府所有麦を定められた期間内に的確、迅速、清潔、誠実に運送する。

2 運送途中の欠減脱漏の防止に努め、政府所有麦の散逸を防止するための措置を講じる。

3 運送業者は、運送途中において亡失・損傷等があったとき、又は異常を発見した

とき若しくはそのおそれがあるときは、「異常発見報告書」(様式 2-Ⅱ-3)により直ちに農産局長に報告し、指示を受けた上で対処する。

この場合の連絡体制については、「異常発見時の報告先リスト」(様式 2-Ⅱ-4)により整備しておく。

第6 日報の提出

運送業者は、次の日報を農産局長宛てに提出するものとする。

1 発送日報(様式 2-Ⅱ-5)

発地において、トラック又ははしけ等に積込みを完了したとき。

2 到着・入庫日報(様式 2-Ⅱ-6)

着地において、トラック又ははしけ等から積み卸し農産局長の指示した着地への入庫が完了したとき。

第7 保険

運送業者は、運送中の政府所有麦の損傷、紛失等に備え、運送業者貨物賠償保険等、必要な保険を付すものとする。

第8 物品の引渡し

1 農産局長による物品の引渡し

(1) 農産政策部長(物品管理官)は、運送業者に対し、農産局長の運送指示に基づき搬出しようとしている物品を保管している倉庫宛ての荷渡指図書を交付するものとする。

(2) 運送業者は、(1)により交付された荷渡指図書と引換えに倉庫から物品を引き取るものとし、引取り後速やかに倉庫名、運送指示番号、種類、銘柄、数量等を記入した発送日報を農産局長に提出するものとする。

(3) 運送業者は、荷渡指図書裏面に記名する代表者又は代理権者の氏名情報をあらかじめ搬出倉庫の保管責任者に対して連絡するものとする。

2 運送業者による物品の引渡し

運送業者は、Ⅰ第2の1の倉庫業者又は第3章Ⅰ第4の1の買受事前申込みを行った同章Ⅰ第6の4の買受予定人に対し、農産局長の指示した場所で物品を引き渡したときは、当該倉庫業者又は買受事前申込みを行った買受予定人の記名がある到着・入庫日報を速やかに農産局長に提出するものとする。

第9 契約の履行確認

1 運送契約の履行確認

農産局長(支出負担行為担当官)は、第1章第8の1に準じ運送契約について検収を行う職員を検収官として任命する。

農産局長(支出負担行為担当官)は、第4で運送指示した運送について、検収官に「運送完了確認書」(様式 2-Ⅱ-7)により履行確認を行わせる。

また、確認完了後は、運送完了確認書に記名押印して検査調書とする。

2 運送完了確認書の確認方法

運送完了確認書の確認は、第6に規定する発送日報、到着・入庫日報等と照合することにより行う。

第10 運送賃等の支払い

1 運送賃等の請求

政府所有麦の運送を行った運送業者は、「運送賃等計算書」（様式 2-Ⅱ-8）及び「運送賃等請求書」（様式 2-Ⅱ-9）を作成し、農産局長（支出負担行為担当官）に提出し、運送賃等を請求する。

2 運送賃等の支払い

農産局長（官署支出官）は、1により提出された請求書類により、運送賃等を支払う。

様式 2-Ⅱ-1【P. 麦運－1 第 2 章Ⅱ第 1 の 4 の(2)】

食料安定供給特別会計

支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 殿

誓約書

弊社は、以下の要件を全て満たしていることを誓約します。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4315 号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 運送を実施するために必要な資力信用を備えていること。
- (4) 運送を実施するために必要な施設及び資材を所有し、発地から着地まで一貫した責任体制のもと、円滑に実施できる者であること。
- (5) 麦の運送を相当期間、相当量行った経験を有すること。
- (6) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業者、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）による一般港湾運送事業者若しくははしけ運送事業者又は内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）による内航海運業者であること。
- (7) 法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過し、政府所有麦を運送する者として不適当でないと認められる者であること。

年 月 日

名 称

代表者 役職

氏名

様式 2-Ⅱ-2【P. 麦運－2 第2章Ⅱ第4】
運送指示書

運送業者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

農林水産省農産局長

運送指示番号

運送指示年月日

下記のとおり運送を実施されたい。

記

引取場所 (発地)	倉庫名 倉所
引渡場所 (着地)	倉庫名等 (倉所)
運送方法	
運送期限	
荷渡指図書番号	
種類	
産地国	
銘柄	
包装	
契約番号	
本船名	
入港年月日	
運送数量	
備考	

様式 2-Ⅱ-3 【P. 麦運－2 第2章Ⅱ第5の3】

異常発見報告書（第○報）

報告日時：○年○月○日 ○時○分

＜発見場所名＞	
＜住 所＞	
＜異常発見日時＞	
＜異常発見者＞	
＜報 告 者＞	
＜異常の状況＞	
＜措置状況＞	
＜備考＞ 報告先：農産局農産政策部貿易業務課港湾管理班	

- （注） 1 異常の状況は具体的に銘柄、数量等を記入。必要に応じてデジカメ等による画像での報告を行うこと。
- 2 措置状況は農林水産省農産局長からの指示により対応した状況等について報告の時点で最新の状況を整理すること。

様式 2-Ⅱ-4【P. 麦運－2 第2章Ⅱ第5の3】
異常発見時の報告先リスト

○年○月○日現在

○ ○ 運 送 (株)	農産局農産政策部貿易業務課
1. ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000	1. 課長補佐（港湾管理班担当） ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000
2. ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000	2. ○○○○ ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000
3. ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000	3. ○○○○ ○○ ○○ 勤務時間内 000-0000-0000 勤務時間外 090-0000-0000

- (注) 1 連絡先については必要に応じて加除する。
 2 番号は優先順位であり、連絡を受けた者は所内の連絡を確実に実施。
 3 報告先リストは、関係者全員が必要に応じて携帯する。

様式 2-Ⅱ-5【P. 麦運－2 第2章Ⅱ第6の1】
発送日報

農林水産省農産局長 殿

運送業者名

政府所有麦運送契約書第8条第1項の規定に基づき以下のとおり報告します。

引取場所	
引取年月日	
運送指示番号	
運送方法	
種類	
銘柄	
包装	
運送数量	

様式 2-Ⅱ-6【P. 麦運－3 第2章Ⅱ第6の2】
到着・入庫日報

農林水産省農産局長 殿

運送業者名

政府所有麦運送契約書第8条第1項の規定に基づき以下のとおり報告します。

引渡場所	
引渡年月日	
運送指示番号	
運送方法	
種類	
銘柄	
包装	
運送数量	

引渡場所における受領の記名

様式 2-Ⅱ-7【P. 麦運－3 第2章Ⅱ第9の1】
運送完了確認書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代 表 者

政府所有麦運送契約書第8条第2項の規定に基づき全ての運送が下記のとおり完了しましたので、確認願います。

記

搬出倉庫名等	倉庫名 倉所
搬入倉庫名等	倉庫名 倉所
運送期間	年 月 日～ 年 月 日
種類、銘柄等	産地国 種類 銘柄 包装
運送数量	
備考	

上記のとおり運送を完了したことを確認する。

年 月 日

検査職員

様式 2-II-8【P. 麦運－4 第2章Ⅱ第10の1】
 運送賃等計算書（ 月分）

課税・免税

住 所
 名 称
 代 表 者

運送数量

料金費目	単価（円／トン）	数 量（トン）	金 額（円）
運送賃			
庫出料			
庫入料			
		合計	
		端数処理	
		消費税等相当額	
		総合計	

- （注） 1 消費税等相当額は、次式により得た額（円未満切り捨て）を計上する。
 消費税等相当額＝合計を端数処理（円未満切り捨て）して得た額×10％
 2 課税分・免税分別に別葉に作成する。

確認者氏名	
確認年月日	

様式 2-Ⅱ-9【P. 麦運－4 第2章Ⅱ第10の1】
運送賃等請求書

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代 表 者

¥ _____ 円

政府所有麦に係る 年 月分運送賃等を上記のとおり請求します。